

議案第67号

佐野市森林環境譲与税活用基金条例の改正について

佐野市森林環境譲与税活用基金条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年9月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市森林環境譲与税活用基金条例の一部を改正する条例

佐野市森林環境譲与税活用基金条例（令和元年佐野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

理 由

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第67号参考資料

佐野市森林環境譲与税活用基金条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 森林の整備に関する施策並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第2条第2項</u>に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用の財源に充てるため、佐野市森林環境譲与税活用基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 森林の整備に関する施策並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第2条第3項</u>に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用の財源に充てるため、佐野市森林環境譲与税活用基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>